



牟岐町告示第 72号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、牟岐町の住民並びに利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、牟岐町に意見書を提出することができる。

平成27年12月15日

牟岐町長 福井雅彦



- 1、 都市計画の種類及び名称
牟岐町出羽島伝統的建造物群保存地区の指定
- 2、 都市計画を変更する土地の区域
牟岐町大字牟岐浦字出羽島の一部
(範囲については、別添図に示す)
- 3、 縦覧場所
徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
牟岐町 建設課
- 4、 縦覧期間
平成27年12月15日(火曜日)から平成27年12月28日(月曜日)まで
午前8時30分~午後5時まで